

第 53 条第 3 項の表を次のように改める。

第 14 条第 3 項、第 15 条	私学文書課長	文書取扱主任
第 22 条、第 24 条	部課	課

第 57 条第 2 項の表を次のように改める。

第 39 条第 3 項	文書取扱主任	主務者
第 39 条第 4 項、第 40 条第 4 項、第 47 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項	各課長	地方出先機関の長
第 41 条、第 42 条、第 44 条、第 45 条第 2 項、第 3 項、第 47 条第 3 項、第 4 項	私学文書課長	文書取扱主任
第 47 条第 4 項	管理調達課長に引き渡さ	廃棄し
第 47 条第 5 項	管理調達課長	文書取扱主任
	引き渡された簿冊	簿冊

第 59 条の 2 中「、受付発送簿」を「、文書管理システムに所要事項を登録しなければならない。ただし、文書管理システムを利用できないことその他の理由により同システムにより難しい場合には、受付発送簿」に改め、「、地方出先機関の長の閲覧後」を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 主務者は、文書管理システムを利用して地方出先機関に到達した文書のうち収受の処理が必要と認められるものを文書管理システムに登録するものとする。
- 3 文書取扱主任は、文書管理システムを利用して到達した文書が地方出先機関の所掌に係るものでないときは、速やかに文書管理システムにより当該文書を発信元へ差し戻すものとする。

第 60 条を次のように改める。  
(処理方法)

第 60 条 主管係長又は主務者は、第 59 条の 2 第 1 項の規定により文書の配布を受けたとき及び同条第 2 項の規定により文書を登録したときは、速やかに起案その他必要な措置をとらなければならない。ただし、重要な文書又は上司の指示を受けて処理することが適当と認められる文書は、直ちに上司の閲覧又は指示を受けなければならない。

第 63 条第 1 項中「第 29 条」の次に「、第 29 条の 2」を加える。

第 63 条第 2 項の表中

第 14 条、第 15 条	主管課長	主務者
	私学文書課長	文書取扱主任

を

「

第 14 条第 3 項、第 15 条	主管課長	主務者
	私学文書課長	文書取扱主任

に改める。

第 64 条の 2 第 2 号中「電子メール」を「文書管理システム又は電子メール」に改める。  
第 68 条第 2 項の表を次のように改める。

第 39 条第 3 項、第 4 項、第 40 条第 4 項、第 47 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項	各課長	地方出先機関の長
第 39 条第 6 項、第 40 条第 5 項、第 41 条、第 43 条第 1 項、第 2 項、第 47 条第 3 項	各課長	主務者
第 41 条、第 42 条、第 44 条、第 45 条第 2 項、第 3 項、第 47 条第 3 項、第 4 項、第 7 項	私学文書課長	文書取扱主任
第 47 条第 4 項	管理調達課長に引き渡さ	廃棄し
第 47 条第 5 項	管理調達課長	文書取扱主任
	引き渡された簿冊	簿冊

別記第 13 号様式を次のように改める。

別記第 1 3 号様式(第 1 4 条関係)(表面)

取扱区分		決裁区分		決裁日付印		発送済印	
文 書 分 類	分類記号		保存 期限	年	文 書 審 査		
	主題名						
文 書 番 号			起案者	印	公 印 承 認		
年 月 日 起 案			(電話庁内 番)				
知 事		副 知 事					
部長		課長		係長			
次長		課長補佐		課員			
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							



別記第13号様式の2を次のように改める。

別記第13号様式の2(第14条関係)

取扱区分		決裁区分		決裁日付印		発送済印	
文 書 分 類	分類記号			保存 期限	年	文書審査	
	主題名						
文 書 番 号			起案者		印		公印承認
	年 月 日起案		(電話庁内		番)		
知 事							
副知事							
部長		課長		係長			
次長		課長補佐		課員			

熊 本 県

(日本工業規格A4)

(注) 主としてワードプロセッサ一用として使用する。

別記第 28 号様式を次のように改める。

別記第 28 号様式 削除

別表第 1 2 地方出先機関の項中「熊本県婦人相談所 婦相」を「熊本県女性相談センター 女相セ」に、「熊本県精神薄弱者更正相談所 精更」を「熊本県知的障害者更正相談所 知障更」に改め、「熊本県立人吉高等技術訓練校 人技訓」、「熊本県繭検定所 繭検」、「熊本県有明水産業指導所 有水指」、「熊本県不知火水産業指導所 不水指」及び「熊本県天草水産業指導所 天水指」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県文書規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。